

伊勢原市子育てサポーター養成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、育児不安を抱えた保護者に対し、子育ての悩みや不安を解消するため、地域の身近なところで相談に応じ、適切な情報を提供する子育て支援の協力者として子育てサポーターを養成する、伊勢原市子育てサポーター養成事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、伊勢原市とする。

(対象者)

第3条 子育てサポーターの対象者は、伊勢原市内在住者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子育てに関心があり、子育て相談や情報提供等の支援に協力できる者又は現に活動している者
- (2) 地域の保護者たちの子育ての状況を理解し、その立場に立って相談相手になれる者

(業務内容)

第4条 子育てサポーターは、民生委員児童委員等と連携し、次の支援活動を行う。

- (1) 子育て支援センター（フリースペース）スタッフの協力者として参加する。
- (2) 子育てひろばのスタッフの協力者として参加する。
- (3) つどいの広場のスタッフとして運営に携わる。
- (4) 離乳食教室等への支援活動を行う。
- (5) 自主活動している子育てグループへ協力する。
- (6) 養育支援訪問事業の訪問ヘルパー等と協力する。
- (7) 子育て支援にかかわる情報提供を促進する。

(研修内容等)

第5条 子育てサポーターとしての基礎知識、活動実践の専門知識を習得する場として、子育てサポーター養成講座（以下「養成講座」という。）を行う。

2 養成講座の内容は、次のとおりとする。

(1) 学習プログラム

- ア 子育てサポーターの役割
- イ 子どもとの接し方・かかわり方
- ウ 子どもの体と健康
- エ 子どもの心と発達
- オ 乳幼児の食生活と食中毒

カ 虐待が起きる背景と防止策

キ 子どもの事故と応急手当

(2) 学習プログラム終了後、公立保育所にて実習を行うものとする。

(3) 養成講座修了者に対し、次年度以降にスキルアップ研修を行う。

(認定及び登録)

第6条 養成講座修了者を子育てサポーターとして認定し、登録する。

2 前項の認定を受けた者には、認定証（別記様式）を交付する。

(守秘義務)

第7条 子育てサポーターは、子育てサポーターの活動により知り得た保護者等の情報を他に漏らしてはならない。子育てサポーターの登録を抹消された後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年4月8日告示第63号）

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

（表）

NO. _____	
伊勢原市子育てサポーター認定証	
	住所 <u>伊勢原市</u>
	氏名 _____
	(生年月日 年 月 日)
上記の者は、伊勢原市子育てサポーターであることを証明します。	
交付期日 年 月 日	
伊勢原市長	

（裏）

<u>注 意 事 項</u>
1. 伊勢原市子育てサポーター養成事業実施要綱による規定を遵守してください。
2. この認定証を紛失したり、変更が生じたときは、直ちに伊勢原市に連絡してください。
3. この認定証を他人に貸したり、譲渡しないでください。
4. 伊勢原市子育てサポーター養成事業実施要綱の趣旨・目的に反する行為があったときは、認定資格を喪失することがあります。
 ●伊勢原市子ども部子育て支援課 TEL 0463-74-5558 〒259-1188 伊勢原市田中348番地